

特集6

都市と家族の問題

老人と家族

中根愛治〈横浜市岩井寮寮長〉

1——はじめに

父母の庇護のもとに育ち、自立し、家庭を営み、子女をもうけ養育し、やがて年老いてゆく必然のなかで、年老いた人々に対しては「社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるもの」と老人福祉の基本的理念が示されているが、現代の世相のなかで果してこのような方向に進んでいるか疑問とするところも多く、誰もが必ず迎えねばならない老後問題を日常生活のなかで、生涯周期としてとらえてゆくことが必要であると思う。（とかく個々の時点として福祉施策がとられ勝ちな傾向にあり、生涯周期を通し「なにが必要なのか」、これに対応する社会の在り方、その社会もまた自から作りだすものであるという認識が重要である）。調査季報45号「『福祉』問題再考」のなかで市瀬関東学院大学助教授は「市民生活と社会福祉政策」という論文によってとかく曖昧に使用されている「福祉」について有意義な定義とその機序について展開されておられ、これは大いに参考とさせて頂いた。

我々の日常生活は社会を構成する最少集団であるところの世帯ないし家庭における生活を中心として存在し、これらの形態は消費生活を基本として成りたっている。そして「消費生活は世帯の規模や事情によって消費需要が異なるのみならず人間生涯の生活過程（周期）にともなって周期的に変動する」ところのものである。ここで家族、世帯、家庭等について少しくふれておきたい。世帯とは一般的に「同一の住居に居住し生計を一にしている場合」をいい、住居を一にしていない場合であっても出稼ぎしている場合や、子が義務教育等のため他の土地に寄宿している場合、親が勤務等の関係上、子を知人等に預け子の生活費を仕送りしている場合等々、現実的には必ずしも同居しているとは限らないがいわゆる「同じ釜の飯を食って

目次

- 1——はじめに
- 2——世帯の状況
- 3——生計の状況
- 4——むすび

いる」状態をさし、民法でいう住所より具体的実態を指すことが普通である。家庭(Home)とは家族が生活をともにする場所であり、家族(Family)とは同じ家に住む夫婦、親子、兄弟姉妹等血縁の近い人々の集団で、家庭は場所的であり、家族は血縁的人のつながりをいう。そして世帯の概念は家庭の概念より広い意味でつかわれることが多く、人は家庭生活によって情緒的雰囲気や、しつけ、パーソナリティの形成をもたらす意義が大きいとされている。現代における家庭(家族)機能を整理すれば次のように言うことができると思う。

- 1 夫婦関係にもとづく性的欲求の充足と子孫の増殖
- 2 親子関係にもとづく子女の養育(生物的関係の成長のほか社会的人格の形成や文化的価値体系の伝達を含む)
- 3 夫婦や親子の人間関係における感情的融合に根ざす精神の安定
- 4 生命維持に必要な経済関係や、労働力再生産に必要な休息等

家庭機能が上記のように言えるとしても、これは現代社会についてあてはまることであって、これらは歴史とともにその意義や機能は変化してゆくものであり社会全体の変化にともない変容してゆくことは当然である。

私に与えられたテーマが「老人と家族」という

表1 世帯の形の推移

調査年	地区別 家族形態	地区別			
		全国	大都市	中小都市	町村
大正9年	核家族	60.0%	73.5%	72.6%	65.0%
	拡大家族	40.0	26.5	27.4	34.0
昭和25年	核家族	65.1	78.2	67.8	55.0
	拡大家族	34.9	21.8	32.2	45.0
昭和45年	核家族	73.3	—	—	—
	拡大家族	26.7	—	—	—

※小学館原色百科辞典より

ことであり、たまたま「老人ホーム」という現場の仕事に関係していてそのなかで日頃考えていたことを中心に述べてみたい。

2——老人世帯の状況

神奈川県下の高齢者の状況は次のようである。65歳以上の総人口は255,919人(昭和45年国勢調査)、65歳以上の単独者世帯数は11,415で、横浜市内では総人口100,697人、単独者世帯は4,802である。次に世帯の形を全国的な面からみると表1のように推移していて、核家族的家庭が多く、いわゆる核家族化の進行していることも判り、その傾向が特に大都市部に強く現れている。このことは、高齢者が生活している現実の場の変化につながり、「ひとり暮らし老人」(老人世帯)が多くなる傾向を見出すことができる。一方実際に老人はどのような生活の場に置かれているかを表2の資料等よりみると、絶対数は「他の者と同居」して暮らしている高齢者が多いことは事実であり、同居の内容は「子との同居」が絶対多数を占めている。ただ現実の生活の場が「他の者との同居」によるとはいいながら、この実態が個々に生活をしている高齢者の幸福に直結しているならば、それはそれなりに問題とするには当たらないが、「他の者との同居」が最も好ましい状態であり、将来

表2 老人の生活形態

調査資料	老人のみの世帯	同居のある老人世帯	その他	備考
昭和47年 神奈川県高齢者生活実態調査報告書	18.9%	59.7%	21.5%	抽出調査
昭和45年 横浜市西区老人福祉総合調査	18.7	77.1		悉皆調査
昭和48年 神奈川県民生行政基礎調査報告書	21.8	77.8		抽出調査
昭和46年 横浜市港北社協生活共同意識調査報告書	—	44.3	55.7	任意調査
昭和48年 老人ホームに対する住民の意向調査	—	21.0	77.7	任意調査

に向ってもなお引き継がれ、持続されるという方向にあるのかどうか、このことは大きな問題としてみてゆく必要がある。これは核家族化進行の傾向性のなかで問題として取りあげることでもあるであろう。

次に横浜市民（横浜市港北区）の生活上の意識をみてみよう。最初に「親と一緒にいる理由」と「一緒にいない理由」をみれば下表のようである。表3-2のなかに占める「その他」が41.6%と比重の高いのは、「既に親が死亡等によって一緒に生活できない」等の理由が多いためであると報告されている。次に「親と一緒に暮らすことの是非」についての意識をみれば表4の通りである。即ち調査対象者のうち1/4の者は別居を是としていることが判る。また、総理府の資料表5によれば「別居がよい」とするものは1/3にも達している。なお表4の「判らない」という人々の年齢構成をみると、30歳代後半から40歳代前半の者に多く、いわゆる中年層という年齢階層の中間地帯における人々の意識が、「生活実態と社会情勢の急激な変化に確定化した意識」を持ち得なかったのかも知れない。また、この意識調査のなかで「理

表 3-1 親と一緒にいる理由

1. 親が老齢のため	52	26.1
2. 生活上頼りになる	60	30.2
3. 他に面倒をみる者がいない	39	19.6
4. その他	39	19.6
5. 無回答	9	4.5
計	199人	100.0%

表 3-2 親と一緒にいない理由

1. 家がせまい	9	3.6
2. 自分の力で生活している	42	16.9
3. 他に面倒をみる者がいる	79	31.9
4. その他	103	41.6
5. 無回答	15	6.0
計	248人	100.0%

想の家を作る」という仮説のなかに「子供部屋」と「老人の部屋」を作るかどうかと問いかけており、その結果は「子供部屋」を作るとする者は85%、作らないとする者は3.5%であり、「老人部屋」を作るとする者は65%、作らないとする者は15%という数字で現れている。

神奈川県が昭和48年に発表した『ひとり暮らし老人生活実態調査報告書』から、「子供との別居の理由」をみると県下全体では「子供が賛成しない」者は4.5%であり、横浜市内だけをとりだせば「賛成しない者」の割合はこれより高く5.5%となっている。なお、総理府の世論調査では子と親の同居の是非を感覚的なものとして捉えたものであるのに対し、『ひとり暮らし老人調査』では同居という現実的な場面に直面しながら、子供の拒否にあっている直接的事態としてとらえることに意味があると思われる。従ってそこに現れた数字の差は当然であるとはいいいながら軽視できないものであろう。これらの資料のなかから判ることは、都市化の進むにつれて「親と子」が同居して生活を続けることが意識的にも現実的にも困難な方向をたどっていることはうかがえるのである。

表 4 親と一緒に暮らすことの是非

1. 親と同居がよい	255	57.3
2. 別居がよい	111	25.0
3. 判らない	58	13.0
4. 無回答	21	4.7
計	445人	100.0%

表 5 親と子供夫婦は同居がよいか別居がよいかについての意識

年齢階層	同居がよい	別居がよい	一概に いえない	不明
総 数	49%	33%	16%	2%
20歳～29歳	41	38	18	3
30歳～39歳	44	36	19	1
40歳～49歳	49	34	16	1
50歳～59歳	51	30	18	1
60歳以上	64	23	10	3

※昭和47.1 総理府老人問題に関する世論調査

次に老人ホームという施設のなかで生活している高齢者について、本人の所属する家庭のことについてみてみよう。一般に施設入所をしなければならぬ状態に至った経過をみると、(経験的であるが)50年、60年という長期にわたる生活関係、人間関係、その他の因子を含んだ諸々の問題のなかで培かれ、または過してきた結果として—それらの問題が個人的責任であれ、社会的責任であれ—の姿であって、このような問題を数字等で表現することは非常に無理なことで、また誤謬に陥り易いものであるが、以下家族の状況等にふれてゆきたい。施設入所高齢者の入所前の家族との関係は、表6の通りであるが、この表で使用した家族とは、配偶者または子と生計を共にしていた者で、いわゆる「世帯」の範囲よりも狭めた意味で使用している。従って兄弟、姉妹、甥、姪等とたとえ一緒に暮らしていてもここでは家族と見なさない。これは特殊の場合を除き一般的には現在の生活実態からみて、過去における扶養、被扶養に対する義務観と現在の義務観とは相当の開きがあり、現代の生活形態は親子の関係に絞った方がはるかに実態に近いと思ったためである。次に「家族と長期間同居」とは配偶者、または子と10年以上同居していた者であり、「家族と短期間同居」は10年未満の同居期間である者または同居の期間が長くとも例えば、二子以上の間を交互に同居していて、同一の子との同居期間が10年以下であるような場合を指し、「家族あるも単身」とは配偶者や子供が他に在るが10年以上別居してい

表6 入所前の家族との関係

家族と長期間同居	62	38.8
家族と短期間同居	34	21.2
家族あるも単身	19	11.9
孤独者	45	28.1
計	160人	100.0%

※昭和45.6～昭和49.1までの岩井寮入所者全員

た者である。「孤独者」は子を持たなかった者として分類をした。

以上の定義づけが果して妥当であるかどうかは別として、生活形態と生活の期間はそこで生活している個人と、これをとりまく周囲の人的、物的なかわりのなかで、情緒的、人格的、あるいは感情的なもの等を包含し、互に影響し合うことであるから、これらの点を重視し、同居の期間をどこに求めるかが問題であるが、一応単純に10年という期間で区切った。

岩井寮(昭和45年6月開所)開設以来現在迄に入所した延べ人員は160人であり、このうち「長期間同居」の者は38.8%、「孤独者」は28.1%、「短期同居」は21.2%である。なおこの短期同居者のなかには、同一人との同居期間が極めて短い、いわゆる「たらい廻し」的生活を送ってきた者もかなりある。入所前の状況は前述の通りであるが、入所後の家族(親族)との関係を面会ということからみてみよう。ここで家族という言葉を使用したのが前段で定義づけた家族とは異りむしろ親族ないし身寄りということの方がはるかに適切であるから、以下では親族という。親族の有無について、神奈川県下14の『養護老人ホーム実態調査』資料では表7の通りで、親族のある者は72.4%、無い者は27.6%、岩井寮の状況は表8が示すように、親族のない者は20.0%で、「養護老人ホーム」入所者より7.6%下廻っていることになる。ただ「養護老人ホーム」と「特別養護老人ホーム」とは施設の性格が異なるため、この数字の差をもって一概に多い少ないということとはできない。

この資料から、施設入所者に親族のある者は約70～80%近くあることが判明した。それではこれらの親族が施設入所高齢者とどのような関係を持続するか、また関係が断たれるかを見よう。表9は養護老人ホームでの面会者の状況であり、入所者のうち54.7%の者に面会者があり、45.3%の者

には面会者がなかった。岩井寮の面会状況は表8の通りであって親族の面会者のなかった者は18名22.5%ということになり、親族があり、その親族が面会に来ている比率をみれば養護老人ホームで

表7 親族の有無

内 訳	性 別			計
	男	女		
総 数	100.0% 445人	100.0% 876人	100.0% 1,321人	
無 し	33.2 148	24.7 216	27.6 364	
有 り	66.8 297	75.3 660	72.4 957	
息 子	93	172	27.8 265	
娘	62	114	18.3 176	
孫	12	58	70	
兄 弟	59	129	88	
姉 妹	41	97	138	
甥 ・ 姪	83	181	264	
母		1	1	
計	350人	752人	1,102人	

※昭和44.9養護老人ホーム実態調査より

表8 家族（親族）状況と面会者の関係

家 族 状 況	人 員	面 会 者 の 内 訳							計
		配偶者	子	孫	兄弟姉妹	甥・姪	知 人	その他	
配偶者と子、孫のある者	4	335	50	1	7	7	44	3	447
配偶者と子のみの者	2	57	33	—	8	1	2	9	110
配偶者のみ	2	—	—	—	—	—	—	1	1
子と孫、兄弟姉妹ある者	5	—	184	18	5	15	3	1	226
子と孫のみ	26	—	535	74	—	9	59	23	700
子とその他ある者	5	—	7	—	3	57	31	2	100
子のみの者	5	—	35	—	—	—	5	—	40
兄弟・姉妹のみ	5	—	—	—	1	17	12	1	31
その他	10	—	—	—	—	25	34	11	70
全然なし	16	—	—	—	—	—	32	2	34
計	80人	392人	844人	93人	24人	131人	222人	53人	1,759人

※岩井寮自昭和48.1.1～至昭和48.12.31、中途退寮者の分は除いてある。年間総面会者数は1,934人（延人員）。

表9 面会の有無

性別 年齢	～ 69 歳			70 ～ 79 歳			80 歳 ～			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
有	48	82	51.3 130	113	277	53.6 390	37	165	59.2 202	198	524	54.7 722
無	56	67	48.7 123	141	196	46.4 337	50	89	40.8 139	247	352	45.3 599
計	104人	149人	100.0% 253人	254人	473人	100.0% 727人	87人	254人	100.0% 341人	445人	876人	100.0% 1,321人

※昭和44.9（神奈川県下14施設）養護老人ホーム実態調査より

75.5%であるのに対し、岩井寮では96.9%となり親族のある場合には殆んど全員に面会者があるといえる。このことだけからみれば、岩井寮の入寮者と親族との関係は「養護老人ホーム」入寮者よりかなり密度が高いとみることができる。しかし特殊な例として、配偶者の一方が岩井寮に入所しているケースでその配偶者がほとんど毎日面会に来るものがある反面、配偶者がありながら、その一方もまた施設や病院等に入所(院)していて双方ともに面会のできないケースもある。

実数としては子の面会者が一番多く48.0%、知人の面会も案外多く12.6%あった。入所者と面会人の関係を続柄でみると、配偶者が最も頻度が高く、次に子、孫、兄弟姉妹という順であり甥姪もかなり多い。（注）面会人の多少ないし頻度は施設の地理的条件、運営方法等によっても相当左右されるものと思われるので各施設の特殊事情をみなければ単純な比較は困難である。

3——生計の状況

社会の変化はその時の経済的、政治的な力関係と非常に深いかかわりをもっている。高齢者の生活の場が変容してゆくことは現代の経済上、政治上の関係と切り離すことのできない結果としてのものである。そこで高齢者の経済的な面について、前掲の資料等から眺めてみよう。まず最初に考えられることは、どのような生計手段をとっているか、調査時点、調査地区、調査の方法等により、その現れる数字が必ずしも共通的なものとはいえないが、各調査資料を見やすくする都合上共通的なものを整理し、並列すれば次のようになる。

表10から生計の手段として自分の働きによる者を見ると、おおむね30%とみることができる。表2からも判るように高齢者の70%以上の者は「同居者のある」者で、その同居者の大部分は「子との同居」であるから、実際の生計は子と共にしている者が多いと思われ「子の扶養」（全部を扶養で賄われるか一部であるかは別として）という形が多いのではないかと見込まれる。端的に言えば『横浜市西区老人福祉総合調査』で求められた63.7%という数字は一応の目安とすることも可能であろう。ここで注意しなければならないのは、この表10に分類された各項目が単独で生計を維持

できる程度のものであるのかどうかということである。例えば年金、恩給を受領しているも、その額の低いために生活保護を受けている場合もあり得るし、自己の稼得収入と資産収入とを併せて生計を賄っている者もあるであろう。この点はこの資料から知ることができないので生計中心者が誰であるかをみることに、前述の疑問に近づくことができると思う。昭和48年『民生行政基礎調査』を神奈川県が行っており、この資料からみると高齢者が生計の中心者である割合は39.5%、生計中心者でない者は60.4%となっている。また横浜市西区で行った『老人福祉総合調査』では生計中心者である高齢者は26.0%、中心者でない者は74.0%となる。『基礎調査』によると40%近い人々はその世帯のなかで、生計中心者として責任を負っている状況である。なおこの40%近い者について仕事の有無（これは稼得収入状況を知ることができる）をみれば70.9%は仕事をしていて、残余の29.1%は仕事をしていない者である。今仮に上記資料を参考として整理してみると、「働いて生計の中心者」である者は27.9%となり、西区の調査資料にみられた26.0%とほぼ似た数字となり目安とすることもできるであろう。

それでは本人が生計中心者でしかも仕事をもっている者の職業はどのようになっているかをみれば表11の通りである。

表 10 老人の生活手段

生計手段	調査別	昭和45年 横浜市 西区老人福祉総合調査	昭和47年 神奈川県 高齢者実態調査	昭和48年 神奈川県 ひとり暮らし老人実態調査	
				県下	横浜市内
自分の働き		26.4%	30.2%	23.4%	22.9%
仕送り、贈与等	(被扶養者)	63.7%	32.0%	17.5%	15.8%
生活保護		1.2%	1.1%	14.4%	24.8%
年金、恩給等		4.6%	14.7%	23.9%	14.2%
家賃地代等(資産)		3.9%	11.6%	19.2%	20.1%
その他			10.4%	1.5%	2.2%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各調査の採用した調査項目に多少の差があり、内容を整理した個所がある。

この資料から判るように実人員については常用労働者が最も多く、以下自営業、仕事をしない者、その他となっており、仕事の密度からいえば日雇労働者は100%で自営業、農業がそれぞれ90%を超えている。自営業や農業等働く方法、手段等が他から制約を受けず主体的に行動できる職業に就業度の高いものを見出すことができる。

以上は高齢者一般についてであるが、高齢者のうち「独居老人」に焦点をあててみよう。独居老人は日常生活を自からの手で行なわなければならない、その生計状況は重要な点となる。前述のように生計中心者である高齢者のうち約30%近い人は自から仕事を持ち、生計の責任者として生活しているが、独居老人の場合は自己の生活は本人のみしか責任をもち得ない（たとえ生計の源資が自己の稼得によるものにせよ、他からの扶養ないし援助等があったとしても）このところに「他の者と同居」している高齢者とは生計維持の相違点がある。このため最初にひとり暮らしをしなければならない、またはせざるを得ない状況についてみて

表11 生計中心者である老人の職業

職業	農業	自営業	常用労働者	日雇労働者	その他	仕事をしない	不明	計
%	90.3	90.3	85.3	100.0	60.4	4.4	—	
実員	72	257	286	36	101	158	—	910人

※昭和48年 民生行政基礎調査

表12 配偶者関係

理由	神奈川県下			横浜市内		
	総数	男	女	総数	男	女
結婚したことはない	5.7 383	9.7 163	4.3 220	5.6	11.4	3.7
死別した	81.4 5,498	64.7 1,089	86.9 4,409	80.9	62.9	87.0
離別した	9.1 618	16.2 282	6.6 336	9.5	17.9	6.6
別居している	2.9 197	8.3 139	1.1 58	2.5	7.0	1.1
不明	0.9 59	0.6 10	1.0 49	1.5	0.8	1.6
計	100.0 6,755	100.0 1,683	100.0 5,072	100.0 2,550	100.0 647	100.0 1,903

※神奈川県 昭和48年 ひとり暮らし老人実態調査報告書

みると、ひとり暮らしの理由としてはまず最初に配偶者との関係であり、次は子との関係の二つに分けることができる。配偶者関係は表12、子との関係は表13の通りである。

配偶者との関係では死別による者が圧倒的に多く81.4%となっていて、子との関係では「子供の仕事の関係で同居できない者が第一位、第二位は「ひとり暮らしでも十分」やってゆけるという者であり『西区老人福祉総合調査』による状況は表14の通りである。

次に生計手段について簡単にふれてみると「自分の働き」による者は独居老人の方がいくらか低めであるが、「生活保護」の受給者は県下全体で14%、横浜市内では約25%とその占める割合が急増し4人に1人の割で生活保護を受けていることになる。特に大都市の独居老人は自力で生計を維持していくことが非常に困難であることが判る。

表13 子供との別居理由

理由	別居時期		
	全体	配偶者と離死別前子と別居	配偶者と離死別後子と別居
子供はいると答えた人数	100.0% 3,821人	100.0% 1,531人	100.0% 2,186人
子供の仕事の関係で同居できない	27.0 1,032	28.9 442	26.3 575
家が狭くて子供と同居できない	11.9 454	11.0 168	12.7 278
子供や嫁とうまくゆかない	10.7 409	8.6 132	12.3 269
ひとり暮らしでも十分やってゆける	17.8 682	18.7 286	17.3 378
子供は同居したいと言うがここを動かたくない	10.4 397	11.9 182	9.5 207
子供が賛成しない	4.5 172	4.6 71	4.5 98
その他	15.7 600	15.2 233	15.9 347
不明	2.0 75	1.1 17	1.6 34

※ひとり暮らし老人実態調査報告書

表14 子供との別居の理由

理由	子供の都合	住宅事情	子供の結婚	タテマエとして	老人だ同居はけの方よくない	同居はうまくいぬ	子が利己的	考えが違ふ
計	220	84	2,886	52	41	43	14	12
人	3,352							
%	6.5	2.5	86.0	1.5	1.2	1.2	0.4	0.3
100								

※西区老人福祉総合調査

一方資産的収入による者も20%近くあり、子供との別居の理由のうち「ひとり暮らしでも十分やってゆける」者が17.8%あって、これとの相関性があるのかも知れない。現収入で生活できるかどうかについては「苦しいがなんとかやってゆける」は60%、「とっともやってゆけない」は県下で6.6%、横浜市内では7.4%となっていて「十分やってゆける」は県下で30.5%、横浜市内では28.8%となっている。

住居の状況を生計事情のなかに入れることが当を得ているかどうか疑問とするところがあるが、一応ここでふれておく。高齢者の住宅について前各調査で得られた資料を見やすくするため整理すると表15の通りである。これは調査時期、調査方法等が異なるので単純に比較することができないが参考とされたい。ただ共通していえることは、持家（自家・自宅）に居住する者は80%以上であるが「ひとり暮らし老人」だけをみると大略50%となり持家率が低下している。これは逆に借家、借間に比重がかかることを意味し、住居も「不安定」な位置におかれている。そして前述生計維持のところでもふれたように都心部における生活は困難であることの証明にもなる。なお正確な実態把

握については居住水準、環境等を当然のこととしなければならないが省略をした。

4——むすび

高齢者の基本的な問題は肉体的、精神的な老化という自然的必然のなかにある。このことを除いて老人問題を云々することはできない。紙面の都合上このことに深く立入る余裕がないが、身体的な問題のなかで特に病気は直接「死」につながり、運動機能の低下、障害は一般的に「社会的孤立」の方向に誘う。運動機能の低下は誰にとっても生活を続けてゆく上に精神的な不安を醸成するものであり、特に人は孤独になればなるほど精神的に不安感が増加するといわれている。

いま高齢者の生活形態を考えてみると、家族に看まもられて居宅で生活を続けるか、施設（老人ホーム等）等で生涯を送るか二つの方法である。仮に高齢者が施設で生涯を送ることをよしとするならばこのニーズに応ずる施設の量的、質的な問題にかかわりができ、しかもこれを運営するに要する財源的なことや、介護等に要する人的資源等莫大なものを要することになる。一方家庭を唯一

表15 住宅の種類

調査別 住宅の種類	西区老人福祉 総合調査 昭和45年 (横浜市)	民生行政基礎 調査 昭和48年 (神奈川県)	高齢者生活実態調査昭和47年 (神奈川県)		ひとり暮らし老人生活実態調査 昭和48年(神奈川県)	
			一般老人	左のうち一人 暮らし老人	県下全体	横浜市内
総 数	100.0% 5,015	100.0% 2,115	100.0% 5,001	100.0% 234	100.0% 6,755	100.0% 2,550
持 家(自家)	86.5 4,338	83.1 1,757	80.9 4,045	50.0 117	51.1 3,449	48.7 1,241
借 家	7.2 366	7.7 163	9.1 455	14.5 34	19.9 1,345	19.8 505
公社、公団の住宅		1.3 28	2.5 127	2.1 5	1.2 .78	1.8 47
県市町村の住宅	1.5 77	1.6 34	2.1 106	1.7 4	1.6 109	1.5 39
給 与 住 宅	1.0 52	1.2 26	—	—	1.5 102	1.1 27
木造民間アパート	—	—	—	—	10.5 706	11.3 289
借 間	2.7 136	3.6 75	2.8 142	22.6 53	9.7 653	10.2 261
そ の 他	0.9 46	1.5 32	2.5 126	9.0 21	4.4 298	5.1 129
不 明					0.2 15	0.5 12

のものとした場合は家族の個人的犠牲を強いるところが多く、これまた問題を生ずることになる。そこで現実的な生活形態に対する意識をみるため手許にある資料『老人ホームに関する地域住民の意向調査』によれば、「将来老人ホームで生活したいと思いますか」の問に対しイエスと答えたものは7.4%、ノーと答えた者は71.9%で、高齢者だけの意識から同様な問に対しては、「入所したい」は8.8%、ノーと答えた者は76.1%（『高齢者実態調査』）であった。このように高齢者も高齢でない者もほぼ同様な傾向である。これは地域社会（家族）のなかで生活が続けてゆきたいという意識の現れとみるのが妥当であろう。また高齢者から具体的生活形態を求めれば「子供と同居したい」と望んでいる者は89.3%、「別居したい」は僅かに4%である。反対に高齢者でない者については既に掲げてあるように「別居の方がよい」とするものは市内で25%、総理府調査では33%にも達している。このような傾向性からは高齢者と高齢者でない者との間に生活形態に対する意識の衝突を見出すこともできる。特に現代の高齢者は長い人生のなかで「子を養育し、その結果年老いた場合子の世話を受ける」という旧家族社会のなかで育ち、培われたところの「老後の安定」を一応の目安としてきた人々であるから、この意識を覆がえられることは現実の老後生活のなかで目標を失うこととなり、生活上の大きな不安となっている。また家族形態の変化は家庭における経済関係等にも当然の変化を及ぼし、私的扶養の形も変り同居を唯一のものとはしなくなる。これは勢い高齢者世帯の増加傾向を意味することになる。これに加え高齢者のうち半数以上はなんらかの病気をもっていると統計的に立証されており、病気が結果的には居宅における日常動作（家庭内の日常生活を営む上の条件）に障害をもたらすおそれを多分に含んでいて、高齢者世帯、特にひとり暮ら

しの者にとっては大きな「不安感」となっているのが事実であろうし、本人のみならず本人とかわりをもつ人々（家族・近隣の人々を含め）にも同様な「不安感」となる。

生活形態はその時の社会的、経済的その他の条件等によって変化してゆくものであるが、変化のなかに自己主張（単純な自己としてではなく主体的な社会運動体として）を求めての結果としてのものかによりその意義は異ってくる。

現在の施設（老人ホーム）の運営形態は一度入所してしまえば終身入所（入所が必ずしも最良の方法であるかどうかは別として）というのが一般的であり、老人ホームは高齢者の「生活の場」であると言われながら、現実的に生活の場として捉えることが妥当か否か疑問視せざるを得ないところもある。また入所者と入所できない者との格差も生じ、社会的不公平となっている個所もある。以上のことから老人施設の運営の経験的立場から私案を述べれば老人ホームは対象老人とその家族にとって一種の「休息所」という考え方をとりたい。具体的には高齢者が居宅で養護されることが困難となった時期において、一時的に休息所に入る。この期間は6カ月位を単位とし、この期間を経過したものは家族のもとに帰り3カ月位生活する。そしてこの3カ月の時期を経た場合は再び休息所に入って生活する。このような形で施設と家庭を自由に行き来する生活形態が考えられる。これは老人が家族（地域社会のなかで）と生活をしていたいと希望する一般的な意識を満たすことにもなり、家族に手のかかる老人を個人的な負担としてすべての責任を負わずことを避けさせることにもなる。少くとも老人が休息所に入所している期間、家族は休養をとり次の養護期間のための準備をすることもできるはずである。そしてこのような生活形態からは若い世代と老人を切り離すのではなく双方の絆を密着させることができると思

う。(とかく人間は弱いもので応々自己のこののみしか考えられず、老人の介護等には抵抗を覚えるかも知れないが家族の一員としての責任は分担すべきものであり、医療とか経済的な問題等は当然の社会的責任からよってくるものを堂々と享受すべきである)。一方このような形態が許されるならば施設の利用度は単純計算により2割から3割の養護能力が増し、施設の不足を補うこともできる。ただこの場合は現実的な細部にわたる問題も当然発生してくる。現在考えられる点を指摘すれば、施設内生活と一般居宅生活では老人の「医学的管理」は現在施設の方が勝っている。また手のかかる老人を家庭で介護するということはその家族の精神的な面や、経済的な問題等も派生してくる。住宅という物理的なものについても同様であろう。

施設から居宅に戻った老人に対しては「巡回医療指導班」(施設の医師と看護婦等で15日に1度というように定期的に訪問指導を行う)等を採用することや、ヘルパーの派遣、または「老人介護手当」の支給というような方法で補うことも必要であろう。いずれにしる種々の問題があるが、現在においては過去の生活形態に愛着をもつ高齢者とそうでない者との間における過渡的ななかに問題がみられ、しかも高齢化社会が目前にあると測定されているとき、現在から将来にわたっての老後問題を十分検討する必要がある、誰もが必ず到達する老後問題を単なる「社会的責任」という言葉の扱いによってこの問題から逃避してはならないのではないだろうか。

紙面の都合上十分な資料を提示できず説明不足の個所が多いと思われるが寛恕願いたい。